

## 第4回新城市行政改革推進計画策定委員会 会議録

平成26年11月26日(水)

午後2時00分

新城市役所 政策会議室

開会 午後2時00分

○事務局 皆様には本日もお忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

本日、委員のお一人からご欠席とのご連絡をいただいておりますのでよろしくお願いたします。

それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回新城市行政改革推進計画策定委員会を開催させていただきます。

本日はもう4回目ということで、これまでいろいろなご意見などをいただきながら計画書案をまとめさせていただいております。

先にお配りした資料からまた本日若干の修正をかけさせていただいておりますので、そういったところも後ほどご説明させていただきますが、何にしましても、このきょうの会議をもちまして計画案という形を取りまとめさせていただき、今後パブリックコメントにかけていきたいと思っておりますので、どうぞ本日はよろしくお願いたします。

本日の会議につきましては、お手元の次第のとおり進めていきたいと思っております。

それでは、以降の取り回しにつきまして、委員長の昇先生をお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○昇 秀樹委員長 ご苦労様です。座ったままで挨拶させていただきます。

もう11月26日ですね。思わぬ解散があって市町村の方は大変だと思うのですが、選挙事務なんかで。でも、それはそれとして行政改革の計画の案も同時並行で。自治体はやっぱりきちっと年間のスケジュールを組んで大体それに合わせてやっていくのだなということで、つい1週間ほど前ですかね、愛知県の行政改革懇談会というものも最終回を開いたばかりで、一応委員会や審議会ではないので懇談会ですので提言ですかね、諮問ではなくて。提言というのをさせていただいたと。

新城市のほうももう一回予定されていますけど、それはまあ限りなくセレモニーに近いということで、しなければいけませんけれども、きょう審議していただいたものが一応のたたき台ということで、パブリックコメントで市民の方に意見を聞いて、もう最終第5回ではパブリックコメント等も含めて最終的に確定して市長さんに答申させていただくという形ですから、実質的な意味ではきょうが限りなく最後に近い形の審議になると思いますので、ご協力をよろしくお願いたしたいなというふうに思います。

お手元の事項書にありますように、2番の行政改革推進計画（案）の検討についてということで、事務局のほうからご説明お願いますでしょうか。

○事務局 よろしくお願いたします。

それでは、早速ですけども推進計画案の説明に入らせていただきたいと思っております。

第1章から、章ごとに説明をさせていただきますながら、委員の皆様からご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、第4回策定委員会用という新城市行政改革推進計画（案）の1枚めくっていただきますと目次となっております。

また、もう1枚はねていただきますと第1章ということになっておりますけども、先回までの第3回までに委員の皆様からいただいた意見ですとか、また庁内にも各課からたたき台を一度見ていただきまして、そして意見をいただいたものにつきまして今回修正させていただきますながら第4回を迎えておりますのでよろしくお願いたします。

第1章、変更点等をあわせまして説明をさせていただきますと思っております。

まず、1ページの上から5段目のあたりに社会インフラの老朽化問題ということで（注

1) というような形で注書きを入れさせていただいております。これは、最後のページにまた用語解説を入れさせていただいております。P 1 の注 1、社会インフラの老朽化問題という形で、こういった形での用語解説もつけておりますので、もし本文の中でほかにもこうした注意書きが落ちているものがあったり、また不明なものがございましたら、用語解説をつけたほうが良いというものもございましたらあわせて教えていただければと思っております。

第 1 章につきましては、計画策定の目的ということで少子化の進展、高齢者数の増加、人口減少といった問題に加え、国・地方を通じて将来の財源確保が大きな課題となり、社会全体を取り巻く環境は厳しさを増しています。それに伴い、子育てや高齢者対策、災害対応などの行政需要は増加傾向にあり、また地方分権の進展に伴う新たな行政課題や中央自動車道の笹子トンネル（山梨県）天井崩落事故に見られる社会インフラの老朽化問題への対応、東日本大震災を踏まえた市民の安全・安心への対応など、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対し、国及び地方自治体的確な対応が求められています、という前書きから始まりまして、1 ページにつきましては、市の現状等を合併以降の行政改革の動きですとか、新市誕生から 9 年の間に三遠南信自動車道鳳来峡インターの開通やバイパス機能を有する国道 151 号が新設される、また道の駅の開設ですとか新東名のインターチェンジの大規模プロジェクトの進行に伴い、本市をめぐる社会情勢の変化という点におきましても中山間地域における新たな暮らし・文化の発信拠点「山の湊」としての新しい顔を見せる好機となっておりますということで、図 1 としまして、道の駅「もっくる新城」の完成予想図もつけさせていただいております。

2 ページですけども、しかしながらということで、人口減少の進展など社会全体を取り巻く厳しい環境は本市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少は市の歳入にも大きく影響を与え、その上、市町村合併による地方交付税の算定措置期限、合併特例債など支援策の適用期限も迫り、財源確保の問題も新たな局面を迎えつつあります。

こうした状況を踏まえ、過去の取り組みを一層推進しつつ、地方分権時代に即した自立した自治体経営を目指します。地域の実情を踏まえたみずからの判断に基づき、みずから決定することができる市役所をつくること。また、限られた行政資本（ヒト・モノ・カネ）の中で、行政サービスのあり方とその担い手について改めて問い直し、増大する事業に対して「選択」と「集中」によりスリム化を図ります。さらに、新時代にふさわしい市役所と市民の協働関係を築き、質の高い行政サービスの提供を目指し、引き続き不断の覚悟で行政改革に取り組むため、その指針となる新たな行政改革推進計画を策定します、ということで、第 1 章で目的をまとめさせていただきまして、表 1 といたしまして新城市の人口の推移と将来予測、年齢構成別人口割合ということで、昭和 55 年の旧新城市、鳳来町、作手村の 3 市町村を合算した分から平成 42 年の将来人口の予測。下の表につきましては、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の割合の推移を同じく昭和 55 年から平成 42 年までの推移をあらわしたグラフを入れさせていただいております。

以上が第 1 章となります。

○昇 秀樹委員長 それでは章ごとにやっていくとして、今の第 1 章について質問、意見、どなたからでも。

今ごろ何なのですけど、ちょっと私のほうから。1 つは表 1 です、表 1 ちょっとまた

教えてほしいのですが、昭和55年から昭和60年は定住圏構想とかがあってUターンの時代、Iターンの時代でちょっとふえているのですね、ここ。だから昭和60年がピークですかね、新城市の人口は。それとも、その前にもっと多いときがあったのですか。どうなのですか。多分この間、これがピークかな。

○事務局 ここがピークだと思います。

○昇 秀樹委員長 もうちょっと前にもっとあった。

○企画部長 戦後とか。

○財政課長 当然昭和30年の最初ぐらい、最初とか。私は旧鳳来出身なので申しわけないのですが、そのときに合併のときに1万3,000人でしたけど、昭和31年のときに2万4,000人台にいましたので。

○昇 秀樹委員長 ああ、そうですか。じゃあもっと前にもっと多い時代があって、減ったけど一時期この昭和50年代にちょっと戻ったときがあるぐらいで、そんな感じ。だから、それよりはもっともっとあったということですね。それは別にこれには直接関係ないのですが、ちょっと知っておきたいと思います。

○財政課長 新城・設楽の統計という本が、ある程度、ざっくりばらんですがあるので、それを見てやればもう少し前の数字も明らかに。

○昇 秀樹委員長 というのは、新城にとっては、例の増田レポートで消滅可能性都市に入れられちゃっているんで、人口問題というのはすごく大事で、要するに少しロングスパンで戦後ぐらいからでいいと思うのですが、1945年からどういうあれになってきて今がこうあるということをやっぱりちょっと知っておかないと。

本文に行きますけど、昭和と平成が元号で両方使っていますよね。そうすると計算しに

くいので、例えば、昭和60年は1985年と、平成2年は1990年と括弧でいいので後ろに西暦を入れていただくとすぐ引き算ができるわけなのです。昭和から平成に変わった時点で何かもうちょっと後ろがわからなくなるので、統計データで年号が変わるときは、できれば後ろに西暦を入れておいていただくと通して比較しやすいので、できればそういうふうをお願いしたいということと、あとその2ページの一番上の表現ですよ。今の話なのですが、人口減少の進展など云々と、「生産年齢人口の減少は市の歳入にも大きく影響を与え」と、それは確かにそのとおりなのですが、まさにことしのテーマなので例の増田レポートですよ。増田レポートでは消滅可能性都市に新城市も入れられるなどみたいな表現は入れておいたほうがベターかなと。別にその増田レポートが絶対正しいと言うつもりではありませんけど、あれはもう東京一極集中が続くという前提で地獄絵を描いたレポートなので、そういう目的でつくったレポートなので、多少東京一極集中は政策努力その他で緩和はすると思うのですが、だけど1つの地獄絵としてはああいうのもあるので、それは消滅可能性都市だったら全然そもそもそのまちが成り立たなくなることがあるかもしれないので、それを入れておいたほうがいいかなというのと、あと1ページで、今、広辞苑を引いてみたのですが、辞書で「社会インフラ」という言葉があるのかどうか、ちょっと確認してもらいたいのですが、インフラというのはもともとインフラストラクチャーの略なのです。だから、そういうときにせめて注1ではインフラストラクチャーの略をインフラという。だから、インフラというのは要するに略語なのです、言葉としては。だからどうするのか、普通、インフラはインフラストラクチャーで、その

社会インフラといったときに、例えば心理学とかそっちで使うと、要するに人間関係のことを社会インフラと言ったりするのですよ。人間関係がなくなってしまうことを社会インフラがなくなってしまうとか。要するに、それはそこでの社会インフラの使い方は、このハードのほうのインフラじゃなくて社会インフラというのはヒューマンコミュニケーションのことを社会インフラと言ったりすることがあるのですよ。だから、もしかしたらちょっと誤解を招くかもしれないので、社会インフラというのがこういう使い方で使う事例があれば別にこだわりませんが、ちょっと気になったので、せめて注でインフラストラクチャーという言葉を引きちんとインフラストラクチャーの略でインフラというふうに表現するというを入れておくと、社会インフラの社会を入れるのがいいのかどうかというのはちょっと検討してみてくださいということですね。用例を確認して、ここで言うような意味で社会インフラを使うのであれば、使っている事例があるのであればそれでいいですけど、心理学とかの用語でいくと、社会インフラというとハードの問題じゃなくて対人関係のことを意味する形で使うこともあるので、だから要は用例としてそういう用例があるかないかの確認していただきたいということです。

さっきの表の1でお願いしたのは、昭和30年とか35年とかが仮にピークだとしたら、そうするとそこからやっぱり社会原因なんかで減っているわけですね。そのときの要因と、それから今度の人口減少の要因は、社会現象の部分は共通だけど、今度は自然減も入るわけですね。だから、その昭和30年から昭和60年にかけて人口が減った部分と、これから平成の時代で減っている部分は共通する部分とそうでない部分が多分あると思う

ので、その要因分析と、その要因分析がわかった後で対策がやっぱり出てくるので、別にこれが行政改革にとどまらず、新城市のいろんな計画において2回の人口減少の局面があって、その人口減少にどう対応するのか。初期の人口減少は5万4,000人ぐらいまで減ったかもしれないけど、新城市がなくなるとかそういう類いの人口減少ではなかったわけですよ。だけど今度の人口減少は、まさに消滅可能性都市ですからちょっと次元が違うよ。やっぱりもうちょっと深刻に捉えて何らかの対策をしなきゃいけないというふうな形に多分なってくるかと思うので、このグラフに載せるまでの必要はないかと思うのですけど、そういう問題意識でこの人口の減少を捉えておくということが大事かなというふうに思いました。

ほか、第1章でよろしいでしょうか。

よろしいですか。もし気がいたらまた後でも結構です。

それでは、第2章をお願いします。

○事務局 それでは、第2章を説明させていただきます。

第2章につきましては、これまでの取り組みと課題ということで、新城市でこれまで取り組んできた行政改革の取り組みと課題について述べさせていただいております。少し読ませていただきます。

本市は、総務省から示された行政改革推進のための指針に基づき、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「新城市行政改革推進計画（集中改革プラン）」を策定し、補助金の見直し、保育料や簡易水道料金、使用料の統一等に取り組み、行政サービス水準の適正化を進めるとともに、指定管理者制度の導入や民間委託の推進及び定員適正化計画により、職員数の大幅な削減が図られました。

また、平成20年度に「公共施設のあり方

検討会」を庁内に設置し、本市の公共施設のあり方について「現状維持」・「指定管理」・「再編」・「廃止」・「撤去」に分類し、その方針に従い、地区公民館の行政区への移管を進めましたということで、この「公共施設のあり方検討会」というものの協議につきまして、今回新たに追加させていただいております。

表2につきましては、これまでの行政改革の主な取り組みという形でピックアップさせていただきます。

表3につきましては、新城市の職員数の推移で、各年度の4月1日現在ということで平成17年市町村合併前の4月1日からことしの平成26年4月1日までのものと、あと青色で括弧書きになっておるものにつきまして、人事課のほうで作成しております定員適正化計画の目標数値ということで、目標数値に対しましてこれまでの職員数の推移がわかるような形で表記させていただいております。

続きまして、4ページの説明をさせていただきます。

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されたということで、新城市の実質公債費比率の推移と将来負担比率の推移を表4、5として表させていただきます。いずれの数値につきましても良好な数値であり、財政は健全な状況にありますということについて述べさせていただきます。

表の下でございますけれども、集中改革プランの取り組みは、計画終了後も総合計画中期基本計画、計画期間が平成23年度から平成26年度になっておりますけれども、こちらの「行政改革ビジョン」として位置づけられ、これまでも「市民参加と協働の推進」、「事務事業の見直しと行政評価制度の導入」などにつきまして取り組んでおります。

このように、先の集中改革プランによる行

政改革の取り組みは一定の効果は得られたものの、その一方で、取り組みが職員や市民に十分周知されていないことも今回職員と市政モニターを対象に実施したアンケート結果からわかってきましたということで、職員アンケートにおいては、組織として行政改革の取り組みが行われていない原因として最も多く回答が寄せられたのが「取り組み状況を確認する具体的な手続がない」ということでした。毎年取り組み状況を確認してきたにもかかわらず、こうした回答が多くなっていたことは取り組み状況の把握を一部の職員で行い、他の職員への周知が不足していたことによると思われます。

またということで、前回、第3回の際に、委員長の昇先生からも市政モニターの結果についても述べてくださいということでありましたので、今回この部分を追加させていただいておりますけれども、市政モニターに対するアンケート結果からは、行政改革の取り組みが市民に知られていないことと推測されます。特に、市民と市との協働や組織機構の見直しに取り組んでいることについて、市民への浸透が不十分であり、余り知られていないことから、今後、市民への周知を図り、市民とともに行政改革を進めていくよう努めていくことが必要です。

今後、新庁舎建設や作手総合施設整備事業、こども園の改築など大型事業が予定され、また高齢者介護や育児支援等の財政需要の高まりも予想されることから、引き続き市民要望や財政状況に合わせて業務の見直しをしていく必要があります。

さらに、市町村合併から10年が経過する平成28年度から地方交付税の合併算定替が段階的に縮減され、平成33年度には一本算定となります。これに伴い、年間約10億円もの減額が見込まれており、財政が厳しくな

ることが想定されます。こうしたことから事務事業の見直しが必要になることはもちろんのこと、平成25年4月に施行された自治基本条例に沿った市民との協働のまちづくりを推進していくことが重要になってきます、ということで、市町村合併から10年を経過しというようなところにつきましても、先回の委員会から追加させていただいた部分になります。

表6ですけれども、施設の再編、廃止譲渡の経緯と今後の予定という表をつけさせていただきまして、市で進めてきておりました保育園、こども園の統合ですとか、学校の統廃合の推移と今後の予定を掲載させていただきまして、次の6ページでございますけれども、表7として平成18年から平成25年までの普通交付税の算定額の推移ということで、先回の委員会の際に財政課長から説明がありました合併算定替として計上してきたもの、もしこれを仮に1つの市として一本算定した場合の数値の見込みというものをグラフにして表させていただいております。

以上が第2章の内容となっております。

○昇 秀樹委員長 ありがとうございます。

では、第2章について質問、意見、どなたからでも。

○委員 4ページのちょうど表のすぐ下なのですが、「総合計画中期基本計画」とありますけど、これ正式名称は「新都市」は入らないのですか。入らないのですか。

○事務局 入ります。済みません、総合計画の前、新都市総合計画となります。

○昇 秀樹委員長 それでは、その正式のほうがいいね。

○委員 ちょっと違うのかなと思ひまして。

○事務局 ありがとうございます。

○昇 秀樹委員長 あと質問なのですけど、3ページの表3なのですけど、青で定員適正

化計画の目標数値って書いてありますよね。平成22年の目標数値は427人で、それを下回って423人まで減らしていますよね。これは平成17年からすると73人減らしていますよね。平成22年から平成26年、4年間ぐらいしかないのですが、5年間か。その平成27年の目標数値は403人で、それに対して現員が420人で計画の数値を17人上回っていますよね。5年間ですけど減少といいながら423人から420人ですから3人ですよね。これはどうなのですか、やっぱりもう平成22年までの段階で、まあまあ減らせるところは減らして、ちょっと平成22年、2010年からは量的にはもうちょっとそろそろ限界なのかなということなのでしょう。その辺の感触をちょっと教えていただきたいのですけど。

○人事課長 前回、平成22年度の末に、第2次の定員適正化計画をつくったときには普通会計ベースでは若干減らす計画を一応つくったのはつくったのですが、やはり国、県からの権限移譲ですとか、いろいろな制度も非常に細分化されたり、いわゆる市町村の事務全体がかなり膨張したということもありまして、減らすのはなかなか困難な状況で、最低限の職員数で一応はやっているつもりなのですけれども、実際のところ人がいないと仕事が始まりませんので、必要な採用をさせていただいているということで、先月も県の市町村課の会議があったのですが、今まではいわゆる職員数は削減しなさいという一辺倒の国、県からの要請があったのですが、この前の会議ではもう県としても減らせとは言いませんというスタンスに変わりました。現に26年度から一般行政部門の職員も増加に転じるようになりました。

○昇 秀樹委員長 それは県の場合ということですか。

○人事課長 県内の市町村になります。

○昇 秀樹委員長 市町村の場合ね、なるほどね。

○人事課長 ですので、その傾向と新都市の傾向はほぼ一致している感じです。

○昇 秀樹委員長 類似団体と比べてどうでしたか。類似団体と比べて。

○人事課長 類似団体の定め方が産業別就業人口の割合だとか、ほぼ人口なので、ちょうどちは5万人弱ということで、5万人未満と5万人以上10万人以下がぎりぎりなので、余りちょっと参考にはならず、しかも消防を広域化して北設のほうも管轄していますし、保育園というのは都市部では結構民間の保育所があるけども全部公立ですので、その辺で職員数、類似団体と比較してしまうとどうしても多いということになります。

○昇 秀樹委員長 なるほど。先ほど言ったように、愛知県もやっぱり今度のやつはあんまり、だからもう定量的には目標数値を掲げてないのですよ。ただ、これまでの減員を、そのトレンドをやめることはしないみたいな書き方をしているのですよ。

だから一気にふやすということじゃなくて、ただこれ以上減らすということを目標にはしないと。そこを文章表現でやっぱり量的削減から、やっぱり質的な行革に変わるのみたいなことを書いてあるわけです。ただ、私多分そうだと思うので、文章表現が難しいですけど、ちょっとその辺の趣旨を、要は量的に削減できるところはかなりもうこれまで削減してきて、今度の行革推進計画というのは、こと定数に限ってというと、量的削減ということよりも限られた人員でいかに地方分権で権限移譲が出てきたことをどうやってこなしていくかとか、それで一人ひとりの能力をどうやって上げていくかとか、そういう質的な改善というものに比重移動しているのだと。

ちょっとこれまでのように、とにかく公務員の数を減らせ減らせというタイプのものとはちょっとトーンが違うのだみたいなことを入れると。これまでの取り組みと今後の課題ですよね、だからこれまではこういうように減らしてきました。だけど、今後はちょっとやっぱりそういう類いのことではなくて、質的に量的に削減してきたことをそれがなぜできないかという理由も、今課長さんがおっしゃったようなことも含めてちょっと文章表現しておいていただくと、表3だけ見ると、「何だ、これまでは頑張ってきたのにもう最近はさぼっているのか」というふうな誤解を招きかねないですから、それは今言われたように全国的にそうですから、傾向として。

もう量的に削減できる余地は非常に残り少なくなってきたいて、下手すると先ほど言われたように、ほかの職種ではちょっとふえ始めてきたようなところもある。災害対策課なんか、防災関係なんかはちょっとふえていますからね。だからそういうところもあるので、少し行革自身も質的に少し変わってきているので、結果としてここの職員数というのはこういうことになっているのだということをしコメントしておいていただくと、何となく読んだ人がわかりやすいのかなと。

それからもう1点ですけど、5ページですね。これはなかなかいい表題、表6ですね。施設の再編、廃止で経緯と今後の予定ということで、これはだから、えいやあでいくと合併の効果ですよね。市町村合併したことに伴って施設の統廃合が進んで行政改革につながっているというふうに言えるのだったらそういうふうに書いてほしいし、言えるのですかね、言えないのですかね。その辺はどうなのですかね。

○事務局 地区公民館等の譲渡につきましては、恐らく統一的な取り組みということであ

るかと思いますが、学校とか保育園、こども園というのは今その地域の子供さん自体が減っていて、それは。

○昇 秀樹委員長 別に合併しなくてもこうなったのでしょうか。

○事務局 もうできれば地域の親御さんのほうも余り小さな少人数でおるよりは、規模が欲しいというような希望もある中で進んだということになるかと。

○企画部長 小学校は特に作手地区4校が2校になっているのですが、ここについては合併前からそういった動きがあった中で進んでおりますし、またこども園も作手地区の19年度のもの、そうした動きの中でもう新しい保育園をつくりながらの合併でございましたので、子供の数というのもある意味大きい意味を持っておるのかなというように思っております。

○昇 秀樹委員長 じゃああれかな、児童、生徒数の減少と相まってというぐらゐの表現で書けるかなということかな。というのは、市町村合併してももちろんいろいろな目的があるので一概に言えないですけど、1つの大きな目的はやっぱり行政改革なのですよ。やっぱり合併したところについて行政改革計画を書くのであれば、市町村合併というのが行政改革にどういう効果があったのか、なかったのかというのは記述しておいたほうがベターかなと思うので、書くとしたらここが一番書きやすいところかなという気がしたので。だから、今、部長さんがおっしゃった児童、生徒数の減少と相まって片一方でそういうことはあるけど、でも片一方で合併しなかったらそういうことがあっても旧の町村単位でやっぱりやっていたかもしれないけど、そういうことがあってなおかつそこで合併したということがあって、こういうことがスムーズに実現できたということを少し書いておいていた

だくと何となく流れの中で合併も無駄ではなかったのかなというふうに理解してもらえるのかなというふうに思います。

もちろん、さっきの定数なんかでも合併の効果も結構ありますよね。合併したから、かなり減らせた分というのも多分ありますよね。合併してなかったらそれぞれ単体だから、それはそうでしょうね。多分そういうことがあったと思いますね。

ほか、第2章よろしいでしょうか。

○委員 今のところで5ページのところで、先生が今言われた無駄ではなかったという部分で、例えば学校とかで結構広い場所が残っているところの今後の運用とか売却とか、売却という言い方は変なのですが、いかにうまく使うということがもし決まっていればそういうことも入れていただいて。

○昇 秀樹委員長 そうですね、検討でも結構ですから、もう日本全国で小学校、中学校跡地をいろんな宿舎に使ったり、何とかコミュニティセンターに使ったり、あるいは結局もう売ったり、あるいはもう草がぼうぼうになっていたりいろいろですけど、それは市町村にとっての非常に大事な財産なので、それをどうやって有効活用するかということはあわせて検討していくみたいな表現をやっぱりしておいていただくと、行革で減らしただけじゃなくて、残ったところはどうやって有効活用するかということ、それはすごく大事なことかなと思います。何か前向きの何か1つ2つあってもすごくいいのだけど、何かどうでしょうね。

○企画部長 旧黄柳野小学校という学校があるのですが、そこは、いわゆる黄柳野活性化ビレッジという若者に教室を1つずつ区切って、起業家にベンチャーの起業に貸し付けて、ちょっとお試しで例えば3年とか5年やってもらって、若い人にできれば空き家にも

住んでもらってというようなことを今練っているのですけど。

○昇 秀樹委員長 なるほど。じゃあ例えば1つだけね、ちょっと分量にもよるけど、そういうことも旧小学校、中学校の跡地を活用してこの地域の振興みたいなことを検討しますというようなことを書いておいていただくと、行革で減らしたけど、でも別にシュリンクするだけじゃなくて、未来につながるような形に持っていつているということ。

○企画部長 あと具体的に動いている事例として旧菅守小学校という一番小さな、作手地区の一番奥の小学校なのですけど、そこで地域の方が食堂をつくって農家レストランを行っています。

○昇 秀樹委員長 農家レストラン、そういうのは聞いたことある、見たことある。テレビでやっているのか何か見たことがある。それじゃあまさにそういうやつ、農家レストランはもう既にやっているわけですね。既にやっている農家レストラン、それからまだ検討だけベンチャー、若いベンチャーの人に使ってもらうとかそういうような形で有効活用して、地域振興につながるように考えていつているのをここに置いておいていただくと、単なる縮んでいくシュリンク、シュリンクの行革だけじゃなくて、廃止すべきものは廃止するけれども、それはきちんと未来につながる形につながっていきますと、こういうと、攻めの行革という変な話だけど、そうすると何となく未来に向けて何かちょっと一筋の光が差してくるじゃないですか。シュリンクばかりじゃなくて、やっぱりちょっとそういうのがあったほうがいいのかと思うので。しかも、住民の農村レストランだから、住民の方を巻き込んでいるから、パブリックインボルブメント。農家レストランをつくって、そこに職員5人配置してそういうふうに

やるのではなくて、場所は公用地かもしれないけれども、そこで地元の住民の方がレストランを経営してやっていくと。まさにパブリックプライベートパートナーシップですよ。住民との共存、協働とかというように形で地域を行政と住民とが協働して振興していますというふうに書いていただくと何となくちょっと明るさの見える行政改革になるのじゃないかなと思います。そういうのは地元の方に、今、2ついい事例を聞かせていただきました。そういうのをちょっと入れておいていただくといいかなと思います。

ありがとうございます。ほか、2章はどうでしょうか。

○委員 1つよろしいですか。3ページの先ほど昇先生が言及されたことの例の適正化計画というものなのですけども、この適正化計画というのはいつごろ計画がつけられて、そしていつごろの分まであるのですか。例えばここでは具体的に22年、27年ですけれども。

○人事課長 今は27年4月1日を目標とした計画になっております。

○昇 秀樹委員長 それはいつつくられたのですか。

○人事課長 それが22年度です。

○昇 秀樹委員長 そうか、だから22年度を目標につくって、その後27年度を目標につくっているのですね。

○人事課長 そうですね。

○委員 今後もそのような計画をつくる予定ですよ。

○人事課長 今年度、向こう5年間の計画をつくる予定です。

○委員 だからその意味で言えば、先ほど昇先生がおっしゃったような、つまり今までどんどんどんどん右肩下がりという言い方はおかしいのですけども、ずっと下降してきたのが、

それがちょっと27年の目標値からするとおかしくなったという1つの理由づけがありましたですね。そういったことに基づいて、やはり適正化計画の見直しの際、今度新しく策定するに当たっては、そのあたりのところを勘案する必要があるというようなことをどこかで触れないと、このまま行ってここの今のところがおかしいだけかなというふうな、止まってしまうような気がするのですが、私は表現がわかりませんが、そんな気がしました。

○昇 秀樹委員長 そうですね。財政からいくと行き続ければ厳しいですよ。だから、財政からいくと減らさないとつじつまが合わないという話になりかねないのだけど、片一方で例えばさっき言ったように、災害なんかがあったら確実に行政需要がふえていて、実際スタッフの方もふえているのです。そしたら、どうやってそれをやるのという話になるとスクラップ・アンド・ビルドで何とかプラス・マイナス・ゼロに持っていくかなぐらいの話で、これまではスクラップ・スクラップ・アンド・ビルドくらいなのですよね、こうやって減らしてきたのです。その表現が難しいけど、本音としていろいろ議論して、どうもドラスティックに減らすということは、今の体制ではちょっと難しそうで、だから県もそういう表現をするのでしょうかね、恐らく。だから、今度の定員適正化計画をつくるに当たっては、その辺のトーンの変化をどういう形で表現するかというところが腕の見せどころというか、そのことを市民の方にもわかっていただけるような表現でやっていくということが多分必要なのだと思いますね。何か難しいですけどね。

○企画部長 ここに載せてもらって方向性を示していただく方向でお願いしたいです。

○昇 秀樹委員長 そうですよ。だから、

とにかくマスコミは「減らせ、減らせ」ですから。だから、「減らせ、減らせ」と言われたときに、あるいは「何で減らないのですか今度」と聞かれたときに、一応説得力のある理由で説明できるようにしておかないとあかんでという話ですよ。それを文章表現するというのは難しいですよ。

それでは、第3章をお願いできますでしょうか。

○事務局 それでは、7ページの第3章の説明をさせていただきたいと思います。

こちらのほう、前回までは丸の形で黄色く今見出しがつけてあるものを書いてあったのですが、今回からはこういった四角書き囲みで、1、新城市行政改革推進計画（集中改革プラン）の継承と発展。2、自立・持続可能な自治体経営。次のページの8ページで、3、市民の政策参加、市民満足度の向上というような形で表記のほうも若干変えさせていただいております。

それでは、第3章の説明をさせていただきます。

まず、行政改革の基本的な考え方ということで、1、新城市行政改革推進計画（集中改革プラン）の継承と発展ということで、本市は、総務省の指導による全国的な取り組みとして、平成17年度から平成21年度を計画期間とする集中改革プランを作成し、職員総数の削減と行政効率の向上により経費削減に取り組んできました。これは、市町村合併後の行政サービス水準の適正化に大きな役割を果たし、その後、新城市総合計画中期基本計画に「行政改革ビジョン」として位置づけ、その取り組みを引き継ぎできました。

平成18年に公布された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第3条には、「国及び地方公共団体は、法に定める重点分野について、法の基本理念

にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する」旨の規定があり、今後も最少の経費で最大の効果を上げる努力を続けていきます。

また、組織一丸となった行政改革の推進を図るため、取り組みの内容、成果などを広く公表していきますというような形でまとめております。

2として、自立・持続可能な自治体経営としまして、少子高齢化や人口減少など社会情勢が変化する中、持続可能な地域社会を実現するには職員一人ひとりが地域の実情を鑑み、みずからの判断に基づき、施策を提案できるような職員集団へ変革していく必要があります。

また、先の「集中改革プラン」に基づく職員数適正化の取り組みは、合併後の5年間で職員数を1割超純減するなどの成果を上げましたが、一方で国定公園に係る自然公園法等に基づく申請書等の受け付けなど、愛知県からの権限移譲事務が50を超え、職員1人当たりの業務負担は年々増加しています。今後、さらに高齢社会の進展による行政サービスへの需要はますます拡大することが考えられます。

こうしたことから、市町村の枠を超えた広域連携を進め、事務の共同処理や行政課題への対応により事務効率の向上に努めるとともに、事務量に合った職員の適正配置と合わせ、事業の選択と集中による事業見直しを進め、同時に市職員のスキルとマインドの向上を目指した人材育成を通じ、持続可能な自治体経営を目指します。施策については、市民に対し十分な説明責任を果たし、業務の可視化を図ることで検証可能な執行体制を築いていきます。

続きまして、8ページでございます。

3として、市民の政策参加、市民満足度の

向上ということで、市民ニーズや地域ニーズの多様性に伴い、地域の主体的な取り組みによる市民自治や協働を進める必要性がますます高まってきます。さらに、中山間地域である本市の人口減少期に地域の課題を解決するためには、市民の意向を踏まえつつ、市民とともに対処していくことが必要です。

そのため、地域の潜在力を発揮し、市民みずからが作り上げ、安心して元気に住み続けられる地域づくりを進める地域自治区制度の意義が求められてきます。

平成25年4月に施行された自治基本条例にのっとり、市民が主役のまちづくりを推進するとともに、地域自治区制度を初めとする市民参加の仕組みを活用し、地域のニーズを把握し、身近な地域課題を素早く解決するとともに、市民みずからが参加し、決定することで市民満足度の向上を図ります。

また、広報紙やホームページなどを通じ情報開示に努め、「開かれ、信頼される市役所」をつくり出すという形で、第3章の行政改革の基本的な考え方として3本立てとしてまとめております。

○昇 秀樹委員長 ありがとうございます。

では、今の3章について質問、意見、どなたからでも。

基本的な考え方ということですね。

○委員 1つよろしいですか。8ページでこれは前に申し上げたほうがよかったのかなと思ったのですが、地域自治区制度について触れておりますけれども、現在、具体的に地域自治区制度がこの市民参加といいますか、市民のまちづくりということで具体的な形としては自治区予算とそれから地域活動交付金ですよね。この2本というのが現実に昨年、ことしというふうに立ち上がってきているものですから、その辺の具体的な今の2項目、2つの制度を入れることができれば入れてお

いていただくと市民にはわかりやすいのかなと、その様な気がします。

○昇 秀樹委員長 地域自治区制度の充実・強化のために2013年度にその自治区予算をつくったのですか。平成24年度に地域活動交付金を創設して取り組んだところであるみたいなことを。

○委員 そうですね、今のがいわゆる自治区予算と、それから地域活動交付金、そしてまた市民が実際に市長に建議する内容の仕組みですよね。これの3本が一番大きな仕組みだと思うのですが、あとは諮問に対する答申ということなのですが、その辺のところをこの自治区制度の具体的な中身として入れ込むことができたらいいかないとこのように思います。

○昇 秀樹委員長 新城の目玉施策だから、この3本柱ぐらいが。

○事務局 市民自治推進課と相談させていただきたいと思います。

○昇 秀樹委員長 それから、ほんとに言葉だけの話ですけど、8ページの4行目、5行目で「元気に住み続けられる地域づくりを進める地域自治区制度の意義が求められてきます」ということで、「地域自治区制度の意義が求められてきます」というのが表現として何かちょっとじっくりこないというか、だからちょっと言い換えるとして、例えば地域自治区制度の充実・強化が強くと求められますとか、何か意義が求められていますというのは日本語としてちょっとどうかと思うので、ちょっといい表現を考えてもらいたいということと、7ページの下から2つ目のパラグラフ、段落の「高齢社会の進展による行政サービスへの需要はますます増大することが考えられます」というのは、これだけ単体でとればそうなのですが、でも新城は将来予測でも人口は減ると予測しているのですよね。という

ことは、人口が減るということは、量的には行政ニーズは減るのですよね、市民が減るわけですから。だから、人口が減ることによって行政ニーズが減ることと、でも片一方で人口が減るときに若い人もお年寄りも同じように減るわけじゃなくて、高齢者はむしろ多分絶対量でふえるのかどうか微妙ですけど、高齢者はウェートでは必ず上がると。すると、そのことに伴って行政ニーズがふえる部分はあるよね。その両方のせめぎ合いのはずなのですよ。ここだけ高齢社会の進展によって需要がますます拡大するというのは、何か要するに1つのところだけ捉えてこうだと言っているようにと。ちょっと表現の仕方は非常に難しいですけど、人口が減っているということは量的にはその分は減るわけですよ。でも片一方で高齢化というのが進むので、これはふえるわけです。そのプラス・マイナスやと多分プラスでトータルとして行政ニーズはふえるということだと思いのです。表現が難しいと思うけど、でもまあ正確にはそういうことかなと。だから、さっきの職員定数にも絡んでくるわけです。人口が減ったら基本的にはそれは職員数も減らすのが普通なのです。人口が減ったのに職員数はそのままということはこれはおかしいねという話に本来なるわけです。ただ、人口が減るのだけと生産年齢人口が物すごく減って、高齢者人口がふえるということだと、それは単純に人口が減った分、職員定数を減らすねという話にはならんよねと、質的に違うからというふうな説明ができると思う。だから、その辺の絡みのところをやっぱりちょっと表現は難しいと思うのですが、人口トータルは減るけども少なくとも高齢者のウェートは上がりますよね。高齢者の絶対数はどうなのかな、新城あたりは。

○企画部長 少したつと減ってきます。

○昇 秀樹委員長 減るのか、もう減り始め

ているのか。そうなのだね。

○企画部長 年代をちょっと忘れましたが、平成30年代まで行きますと。

○昇 秀樹委員長 そうですよ。まさにそうなのです。地方で起こっていることは高齢者数の絶対数がもう減り始めているのです。人口総トータルも減り始めているし、65歳の人口も減り始めているのですよね。ただ、ウェートでいうと高齢者率はどんどん上がっていくのですよね。だから、そこら辺のそれによって行政ニーズが多分トータルとしてはふえるのですね。トータルとしてふえるのだけど、でも人口が減ることに伴う行政ニーズが減る部分もあるということもそこはやっぱり正直目線で書いておいて、でもトータルで見ると結果として行政ニーズはふえるのですよ。だから、さっきの将来の定員管理計画は人口が減るのだったらそれに合わせて比例で職員数を減らすのだねという話には単純にはならないですよという、難しいですけどそういう説明ぶりをするような形。

だから、やっぱりそういう意味で人口問題は大事なのですよね。住民がどういう形の人口の減り方をするかによって市役所の定数がどう変わるのかと言うたら、どういうふうにサービスを提供していくかということになってくると思います。

ほか、どうでしょうか、3章。よろしいでしょうか。

また全部通してからまたお聞きしますので。では、4章のほうお願いします。

○事務局 それでは、第4章、9ページでございませう。

先回までは第4章につきまして、2の基本項目は(1)事務の効率化というような形でそのままちょっと長文になっておりましたけど、今回からは見出しをつけさせていただいて、内容も補足、整理させていただいており

ます。

それでは、第4章の説明をさせていただきます。

取り組み方針として、1、計画期間といたしまして、計画の期間は平成27年度から第1次新城市総合計画の目標年度である平成30年度を踏まえ、その1年後となる平成31年度までの5年間とします。市のまちづくりの基本である総合計画に合わせ、行政改革推進計画の見直しを行いますという形でのこの計画につきまして、5年間と定めさせていただきたいと思っております。

2といたしまして基本項目、こちらのほう(1)から最後(8)まで基本項目を、立てさせていただいております。

まず(1)としまして、事務の効率化・事務事業の見直しということで、市民ニーズの多様化や少子高齢化社会に対応するため、事務の効率化や組織機構、事務事業の見直しについて推進していきます。

アとしまして、組織機構の見直し。

多様な行政需要や国・県からの権限移譲、法改正などへの対応や事務の効率化を始め、柔軟で市民にわかりやすい組織機構の構築に取り組みます。

イ、事務事業の見直し。

限られた財源の中で多様なニーズに応えるため、市の将来の方向性を踏まえつつ、必要性、有効性、効率性の観点から見直しを行い、事務事業の減量、効率化に取り組みます。また、環境への視点、環境に配慮した事業を促進します。

ウ、職員定数の管理。

市民サービスの提供に必要な職員の定数管理について継続して行っていく必要があることから、定員適正化計画などを策定し、計画的な人事管理に努めるとともに、各課の事務量等を把握しながら適正な人員配置を進めま

す。

エ、自治体クラウドを利用した事務の効率化。

現在、東三河の市町村で検討が進められている自治体クラウドを利用し、行政情報システムを共同化・集約化し、システムの運用コストの削減を図ります。また、災害への対応や重要情報の保全性を高め、災害時にも迅速な復旧・対応ができるよう進めます。

オ、新庁舎建設を契機とした効率化。

現在の庁舎は8カ所に分散しており、市民にとってわかりにくい配置でサービスの低下を招いています。庁舎を集約化し、事務の効率化を図るなど、利用者にとって利便性の高い庁舎建設を進めますというように、(1)を記しています。

10ページ、(2)といたしまして、民間委託の活用検討及び促進ということで、これまで民間委託や指定管理者制度を導入して管理してきた施設などの運営状況や費用対効果等を検証し、市民サービスの向上、行政運営の効率化のため、さらなる民間委託の活用を推進していきますということで、アといたしまして、民間委託の推進及び見直しということで、効率的で効果的な業務の執行と市民サービスの向上を目指して民間委託等についての進め方を再検討し、可能な業務については順次、委託化を行います。

また、これまで指定管理者制度などを導入した施設のモニタリングを強化するなど、管理運営の質の確保・向上に努めます。

イとしまして、新たな民間委託の手法の活用ということで、市が行う設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行い、効率かつ効果的な公共サービスの提供を図るPFI(PrivateFinanceInitiative)方式や、これまで官が独占的に実施してきた公共サー

ビスについて、官民での競争入札を行う市場化テストなどPPP(PublicPrivatePartnership、公民連携)の活用を検討しますということです。

(3)資産、施設の見直しということで、今後、市が保有する公共施設や道路、水道等のインフラ資産の更新費用の増大が懸念されており、現況と将来の長期的な更新費用見込みを把握し、全庁的に情報共有を図るとともに、少子高齢化と人口減少により公共施設の利用需要が変化することを踏まえ、施設数の適正化と計画的な維持保全に努めますということで、これは第3回の先回の委員会の際に、委員さんから「ちょっと長寿命化ということの方がわかりにくい」という意見がありましたので、文書も修正させていただいております。

アとしまして、将来負担の適正化に向けた取り組みの推進として、公共施設の維持管理・更新がどの程度可能な状況にあるか、また、将来の利用需要を踏まえた施設保有総量や保有形態及び用途を見直すことで財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を進めます。

イとしまして、公共施設の適正管理。

建物や構造物の老朽化対策を実施しつつ、施設の利用実態や行政サービス水準を鑑み、廃止や統廃合、売却等の処分を実施します。

(4)としまして、市民自治と協働のまちづくりの推進。

市民ニーズの多様化などに対応し、地域の実情に応じた市民自治を推進するため、地域自治区制度を定着させ、地域住民の意識向上と職員の意識・行動原理を変革させていきますということで、アとしまして、市民の自主的、自立的な活動の促進。

市民自らが考え、地域の特色を生かし、身近な地域課題が素早く解決できるよう、市民

まちづくり集会の開催や地域自治体の活動を支援し、市民自治の浸透を図ります。

イとしまして、行政情報の積極的な発信と地域情報の共有化。

広報紙やホームページ、メール配信システム、ケーブルテレビなどを通じて積極的に行政情報の発信に引き続き努めていきます。また、市政モニター制度を利用し、市の事業に対する意見聴取を実施するほか、パブリックコメントを行うなど、市民からの意見を取り入れ、迅速で正確な情報発信を心がけ、「山の湊」としてのまちづくりを進めていきます。

(5) 人材育成といたしまして、近年の地方分権の進展や市民ニーズの多様化・高度化による行政需要の高まりを踏まえ、「新都市人材育成基本方針」に基づき、社会動向の変化に対応できる人材を育成していきます。

続きまして12ページになりますけども、

(6) といたしまして、他自治体との連携としまして、人口減少・少子高齢化の進行が加速度的に進む中、地方分権改革の進展により、国・県からの権限移譲への対応や地域主権型の新たな社会を目指し、地域が一体となって将来にわたり持続的に発展するため、市町村の枠を超えた広域連携を進めますといたしまして、ア、広域連携事業推進のための検討。

東三河8市町村で進められている広域連合などの手法により、市町村の壁を越えた介護保険事業や滞納整理事務、航空写真撮影などの共同処理事務を進めるとともに、観光振興、産業振興、環境及び防災などについて検討を進めます。

その他、自治体クラウドの利用など、近隣市町村との連携や東三河振興ビジョン、三遠南信地域連携ビジョンに沿った広域での振興策も検討推進していきます。

イとしまして、広域連携による観光・産業の連携といたしまして、三遠南信自動車道の

開通や新東名高速道路の開通を控え、新たな人の移動や物流が生じてくることから、観光や産業面での連携について協議を進めていきます。

(7) 市民サービスの向上ということで、市民ニーズの多様化・高度化に対応し、市民の行政への満足度を向上させるため、市民が何を求めているかを的確に把握し、事務事業に反映していきます。

アとしまして、市民満足度の向上。

総合計画見直しのために実施する住民アンケートや市政モニターを利用した満足度調査を参考に市民要望を把握し、的確・適切な事業執行に努めます。

イ、市民サービス向上委員会の設置。

庁内に設置した市民サービス向上委員会を中心に、「最高の市民サービス」の提供に努めます。

(8) 地方公営企業の健全経営ということで、こちらは、第3回から追加させていただきました。

地方公営企業である上水道事業や工業用水道事業及び病院事業については、企業の経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉を増進するために運営できるのか、受益者の負担は適切であるかどうか等、経営状況について総点検を行います

上水道事業につきましては、簡易水道事業との統合を計画的に進め、公共下水道事業、農業集落排水事業及び地域下水道事業につきましては、平成28年度から地方公営企業法を一部適用するよう準備を進めますという形で、第4章をこうした8本立てで基本項目を掲載させていただいております。

○昇 秀樹委員長 ありがとうございました。

それでは、第4章についての質問、意見、どなたからでも。

ちょっとお聞きしますが、まず11ペー

ジの(4)のア、「市民まちづくり集会の開催」というのは、これは具体的にはどんな感じなのですか。市民まちづくり集会の開催というのとは。

○企画部長 自治基本条例というのがあります、その中に市民と行政と議会が一堂に会し、何かを決定するというものではなく、意見交換することになっています。

○昇 秀樹委員長 場所はどこでやるのですか、公開で。

○企画部長 今年の場合は小学校の体育館で行いました。

○昇 秀樹委員長 体育館ですか。

○企画部長 去年は文化会館の小ホールで行いました。

○昇 秀樹委員長 それは毎年1回やるのですか。

○企画部長 毎年1回は必ずやるように。

○昇 秀樹委員長 毎年1回市民と行政と議会が。

○企画部長 一堂に会して議論し合うというような形で行っています。

○昇 秀樹委員長 それは、自治基本条例で何かこういう市民まちづくり集会を開催するものとしますみたいなことが書いてあるわけですか。

○企画部長 はい。

○昇 秀樹委員長 そうか、そうか。

○企画部長 これはちょっと珍しいと思います。

○昇 秀樹委員長 珍しいね。自治基本条例でそこまで書いてあるのは珍しいね。いいことやね、事務局は大変やけど。

それから、次のイの行政情報の受発信と地域情報の共有化の一番最後、「パブリックコメントを行うなど市民からの意見を取り入れ、迅速で正確な情報発信を心がけ、「山の湊」としてのまちづくりを進めていきます」という

のは、多分それは総合計画の目玉だからいいのでしょうか、ここでいう「山の湊」としてのまちづくりというのはどういう文脈、どういう意味で「山の湊」としてのまちづくりになるのですか。

○事務局 情報発信の場として、山湊馬浪を反映したところの一文を少し入れたいなと思って入れたのですけど。

○昇 秀樹委員長 ああ、そういうことか。趣旨はよくわかるのですが、例えば総合計画とか読んでなくて、ここだけ読んだとしますよね。そうすると、何のことが書いてあるのか多分わからないと思うので、「山の湊としてのまちづくり」は入れたほうが私もいいと思うのですが、ここでいう「山の湊としてのまちづくり」がどういう意味で、ここで市民からの意見を取り入れ、迅速で正確な情報発信を心がけることとどういう関係になるのかということがちょっとわかるような表現にしていただければいいのかなというふうに思います。

○委員 先生、その件についてよろしいでしょうか。今の「山の湊」というのはよくわかるのですが、第1章の1ページ目、そこに最後の1行に、2行といえますか、ここに出ている。

○昇 秀樹委員長 ここは何となくこれでも読めるような気はしますね。

○委員 ここが最後にまたぼんと出てくるのだけど、そこでもう一遍思い起こさせるような表現ができればなおいいということですよ。

○昇 秀樹委員長 そうですね、そういうことですよね。

○事務局 もう少し検討させていただきます。

○昇 秀樹委員長 そういうことですね。

それと、あとこれはちょっと私も代替案がないのであれですけど、12ページの例えば

市民満足度かな。(7)のア、市民満足度の向上、例えばここで「満足度調査を参考に市民要望を把握し、的確・適切な事業執行に努めます」というのはそうなのだけど、市民ってここが民間企業だとカスタマーサティスファクションとって顧客満足度なのです。民間企業はそれでいいのです。でも、市役所にとって市民は顧客だけではないのです。市民は主権者でもあるのですよね。要するに主権者ということは、市の意思決定に加わるわけですよね。だって住民投票がそうですよね。それから市長さんも議員さんも選挙で選ぶわけですね。だから、市民は単なる顧客じゃないのです。顧客としての一側面も持っているけど、顧客以上に主権者なのです。だからその市民というのは、例えば多様な役割があるのであって、市民を顧客としてだけ位置づけるというのは間違いなのです。だからちょっと難しいのですけど、その趣旨がわかるような、要するにこれを書くのだったら書いてもいいのだけど、これはすぐ近くのところの主権者としての市民があって、住民投票もあれば、あるいは先ほどのまちづくり集会とか、要するに市民というのはちょっと勘違いしているのは、顧客満足度でよしとしているような事例があるのですけど、それは全然間違いです。厚生労働省が物すごい間違いをして、要するに民間企業は顧客満足度をとって、それですごく企業が改善していると。それで公務員はなっていないと、国公立の病院はなっていないと。それで顧客満足度でCSをやるのだと、カスタマーサティスファクション。それで厚生労働省が音頭をとって、患者と呼び捨てしていたのを患者様と呼ばせたのですよ、厚生労働省が。それで何が起こったかというところクレイマーがむちゃくちゃふえたのです。患者と呼び捨てにするのは私も反対ですよ。でも患者さんぐらいですよ。厚生労働

省はあほやから、はっきり言って三流官庁だから、要するにほかの省庁に入れなかった人が入っているのですよ。厚生労働省に入りたい人もたまにはいるのだけど比較多数はほかの省庁に入れなかった人が厚生省、労働省に行っているのです。だから、三流官庁と呼ばれているのです。それで、これは余談ですけど、それでどういうことになるかというと、患者様と呼んだら、その患者のほうは要するに自分は消費者でありお客様であるから、消費者は神様と思うわけです。そしたら医者も看護師も自分より下やと。だってお客様は神様だから途端にクレームがふえるわけです。そうじゃなくて、要するにお医者さんと患者さんの関係というのは、けがとか病気があって、これに対してタッグを組んで戦う同士なのです。同士なのだけど、同士のときに医療行為について専門家であるお医者さんと、医療行為についてはあまりよく知らないアマチュアの患者さんはタッグを組んだ同士なのだけど、でもそのことについて言うと、それはやっぱりプロとしてのお医者さんにそれなりの敬意、尊敬を払って、それでお医者さんに対してやっぱり信頼しないとそもそも医療行為って成り立たないですよ。プラシーボ効果というのですけど、要するにお医者さんを患者さんが信頼していると、メリケン粉を渡してこれが薬だと渡しても効くのですよ。でも、こいつ金もうけのために余分な薬を出しているなと思っていると絶対効かないのですよ。要するに医療行為なんていうのは、ちょっとオーバーに言うと患者さんがお医者さんに対して自分の身を託すのです、信託するのですよ。そのことによって初めて治療効果が上がるのです。そういう関係で厚生労働省も一番知つたらんとあかんやつが顧客満足度を上げるのだ、それで患者様と呼べとって、それで患者様と呼ばせたらもう途端にクレ

マーがふえたのですよ。だから、医療行為みたいなものについて民間企業のカスタマーサティスファクションをそのまま持つてくるとするのは根本的な間違いなのです。それは、前の愛知県の行政改革プランに書いていますから私が言って書いてもらったのです。愛知県もだから県の職員もやっていますからといって愛知県民を顧客と捉えてCSで高めようというのを事務局が出してきたのです。それをやったら絶対違うのです。愛知県民は顧客としての一側面もあるけど基本的に主権者なのだ。顧客なんていうと、顧客で神様だやっていたらクレーマーがぼんぼん来るだけやろうと。現に病院がそうなっているのだといって、そこは直してもらったのです。そうじゃなくて、県民と愛知県庁がいろいろな問題に対してタッグを組んで戦って問題を解決するという環境を築かないといい行政と住民との関係なんて築けないということなのです。それで、ここなんかでもCSって書いていますよね。CSだけ書いてるとそういう勘違いの人間関係をつくってしまう可能性があるでしょう。市役所と市民の関係を、市民が顧客で市役所がそれにサービスを提供するあれだということになるとお客様は神様ですよ。クレーマーはボンとでますよ。だから、顧客としての側面がないとは言わないですよ。ないとは言わないのだけれども、顧客以上に市民は主権者なのです。あるいはスポンサーなのですよ、税金を払っていますから。だから、スポンサーであり主権者である市民というのがセットで書かれてないといけないのです。顧客としての一側面だけ書いて、それで顧客満足度なんていうことをやり出すと厚生労働省の間違いと同じことをやるわけですよ、お客様は神様ですから。さすがに今は厚生労働省もようやく気がついて、今は患者様と言えということには言わなくなっています。取り消

してもないけどね。だから、事実上患者さんと呼ぶ医療機関がふえています。私はそれが妥当やと思うのです。患者様なんて呼んだらだめです、そんなの。現にクレーマーがふえて、もう医療現場がむちゃくちゃ困っていますから。

要するに、国民、住民との関係というのは単なる顧客関係じゃないのです、CSじゃないのですよ。主権者はむしろ顧客よりもっと上なのです。主権者でスポンサーなのですよ。だからこそさっき自治基本条例でそういう一緒にやりましょうとか、あるいは住民投票条例もつくったわけですよ。だから非常に難しいのですが、要するに市民と市役所との関係というのをCSだけで捉えたらやっぱりあかんのですよ。そこを主権者としての市民とか、あるいはスポンサーとしての市民とか、別にCSで満足度を書いてもらってもいいのですが、書いたらセットで主権者としての市民とかスポンサーとしての市民ということをやったり書いておいていただいて、トータルして市民と市役所の関係はCSに還元できるような単純な関係ではないのだということがわかるような書きぶりでない、ここだけ書いておくと勘違いする人がいるのです。市のプランにこう書いてあるじゃないか、だから私は顧客だ。それで私が消費者だ、消費者は神様だ。市役所は私の下にあるのだと、マクドナルドの売り子と同じだ。それはおかしいでしょう、絶対おかしいよね。だから、やっぱりそこは勘違いしないように。何でこれだけ熱弁しているかということ、大学の学生がそう言うのですよ。大学の教授はマクドナルドの売り子と一緒にだ。私はお金を払っていると、お父さん、お母さんが。それで私は客だ。寝ようが私語をしようがハンバーガーを食おうが私はお客様なのだから、ハンバーガーの売り子である教授は黙って授業

をしていけばいいのだと、こういうやつが現に出てきたのですよ。これで私は一生懸命今の理屈を説いて、ほんとおくればせながら気がついて授業態度は一変に変わりましたが。ただ、そういうことを一々説明しなきゃいけないほど劣化しているのですよ。あるいはマスコミが持ち上げているのですよ、国民、住民はCSで顧客だと。顧客になったらもう即クレマーですよ、自分、消費者は神様ですから。だから、そのことによってクレマーがふえているのです。あろうことか厚生労働省は自分から率先してそういうことをやって国公立の病院でクレマーをふやして、現場を壊してもうほんとに罪深いですよ。

だから、ここは顧客満足度という言葉はよっぽど注意して使わないと、それだけひとり歩きしたらほんとにクレマーをつくるだけです。そこは別に書くことは間違いじゃないのだけど、要するに顧客としての側面はあるけど、それはむしろウエートとしては小さいのですよ。主権者としてのウエート、あるいはスポンサーとしてのウエートのほうが大きいのですよ。やっぱりそこをセットで書いておいて変な誤解をやっぱりしない。割とこれは大事な話で、国民、住民と国、県、市町村との関係というのはそういう感じ。だからどこでも出てくるでしょう、パブリックプライベートパートナーシップでしょう。住民との共存、協働でしょう。このときに住民との共存、協働をやるときに、住民が顧客で行政がマクドナルドの売り子であるような関係をつくったら共存、協働なんかできないですよ。さっき言ったように何か問題があるわけですよ、いろんな経済の問題とか医療の問題とか。その問題に対して市民と市役所がタッグを組んで問題解決に当たるという関係をつくり出さないと共存、協働なんてパブリックプライベートパートナーシップは絶対できな

いですから。やっぱりそこは個別具体的にどう書けというたらちょっと難しいのですが、要はそういうニュアンスが伝わるような、要するに顧客としての市民というのをひとり歩きさせない工夫ですよ。それをするとほんとにクレマーがふえるだけの結果になるから、やっぱりそこはちょっと注意してもらいたいなと思いますね。

ちょっと個人的な感情が入ってしまって済みませんでした。でも、ほんとに私らの学生時代では考えられないようなことですね。やっぱりそれも持ち上げているのですよね、お客様は神様だと。かわいそうっていったらかわいそうなのですけど、昔の子供というのは農業をやっていたら手伝いをさせられるでしょう。それから、自分のところが鍛冶屋だったら鍛冶屋の手伝いをするでしょう。そうすると供給者側にも立つのですよ。要するに今の子供は、もう生まれたときから消費者としての立場しか経験してないのですよ、サラリーマンだから。そうすると1,000円を持っていたらもう神様ですよ、幼稚園児でも。コンビニに行ったら店に行ったら。要するに、今の子供はその経験しかしてないのですよ。お客様は神様のお客様側しか経験してないからその論理がわからないのですよ。そういう意味では気の毒は気の毒なですけどね。世の中がどういう仕組みで成り立っているかということにはわかってない。それです。常に自分をカスタマー側に置くのですよ。自分をカスタマー側に置けば自分は神様ですよ、クレームをつけられる立場ですよ。自分をサービス提供側に置かないのですよ。自分を常にカスタマー側に置いて、それで文句言い放題。それで自分が責められないようにしてこうやっている。自覚してやっているやつもいるし、自覚までしてな

いけど結果としてそういうことをやっているやつもいるしね。だから、ちょっと社会の仕組みをやっぱりわからせないと、それは日本の社会の行動そのものがおかしくなりますよ、やっぱりその人間関係も。

済みませんでした。それでは、5章行ってください。

○委員 今、4章でよろしいですか。この4章の頭、9ページの頭ですけども、この計画期間がこういうふうにしてありますけれども、これは一部がよくわかるのですが、27年から31年まででどうして31年までにしたかという、第1次のこの総計画の目標年度が30年からということだと思のです。もしそうであるならば、27年度と31年度が離れ過ぎなのかなと。もし離すのであれば、27年度からの「から」に点を打って、目標年度である、平成30年のここは点をとって、位置を変えるかもしくはもう「27年度から」をその下の行、「27年度からその1年後となる平成31年度までとする」か、あるいは「その1年後となる27年度から31年度」と。これはちょっとまずいかと思うのですけども、その初めの句読点を動かすか、そうでなければ、もう27と31は27年度からはその1年後となるというところをもっとくっつけちゃって、どちらかでやっていかないとこの部分では読んでいて混乱すると思うのです。

○昇 秀樹委員長 これはもう「計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5カ年とします」とまず書いておいて、その理由をこれこれですというように書いたほうが、これは真ん中に理由を書いているから、ちょっと主語と述語の対応関係が離れてちょっとわかりにくくなっているのではないかな。なるだけちょっとすらっと頭に入るような書き方に変えてもらったらいいですね。ありがとうございました。

最後、第5章お願いします。

○事務局 第5章になりますけども、部局別計画ということで、今後、ここの第5章の内容につきましては、これから27年度予算につきまして各課が今策定中でございますので、そこのところが決まりつつあるような状況の中で、各課に策定を依頼していくこととなりますけれども、今回につきましてはこの見出しの部分だけになります。

各部署の組織目標を職員全体で共有するとともに、組織目標とそれを達成するための個人目標をリンクさせ、PDCAサイクルによる課題解決型の組織マネジメントを実現します。

また、こうした取り組みを市民報告会やさまざまな機会を通じて公表することにより、取り組み状況の「見える化」と市民との情報共有を図りますというような形で、こちらのほうの推進計画で市民への行政改革の報告会を行いますということもまた表現していきたいと思っております。

部局別計画シートにつきましては、次のページに予定しておるシートと記入例というように形で、どういった内容を今後27年度から取り組んでいくかということにつきまして、またこれから各課に記入のほうを依頼していく予定とさせていただきます。

それと最後ですけども、参考資料といたしまして、今までの第1章から第5章の中で注意書きをさせていただきましたものにつきまして説明をつけさせていただいております。また、こちらに今本文の中で説明等をさせていただきましたけれども、こうした文言にもつけ加えたほうがいいというようなものがございましたら、今第4章の中でも市民まちづくり集会について委員長さんから言われましたので、こうしたところもつけ加えていきたいと思っております。

○昇 秀樹委員長 そうですね。それはわかりやすくいいと思います。

これは、ちなみに最後の部門別計画シートというのは何本ぐらいの感じになるのですか。

○事務局 今後、各課にこれからお願いしていきますので、課それぞれ1つずつ書いていただいても。

○昇 秀樹委員長 50本ぐらいになりますか。

○事務局 50本ぐらいで。

○昇 秀樹委員長 何百本とか3桁にはならない。2桁の中ぐらい。

○事務局 そのぐらいになります。

○昇 秀樹委員長 ということのようですけども、第5章で。

○委員 参考資料でついでですけども、先ほど話題になりました「山の湊」ですよ。これを入れていただいて、山湊馬浪とかもありますから。

○昇 秀樹委員長 そうですね。

○委員 あの辺の語源とか、この新城の歴史的な、なぜというのを書いておいたら。

○昇 秀樹委員長 そうですね。それはそのほうがわかりやすいですね。

それでは全体を通して感想、コメントで結構なのですが、委員のほうから感想でもコメントでも何でも結構なのですが。

○委員 主権者というのはすごく心に、これはすごく大事なことだなと思って、でもほんとは市民的には市役所の方が、君らの税金でお給料をいただいて働いていただいているじゃないですか。だから、そうか私たち主権者ですよ。だから、一緒にほんとにかかわってやってなければいけないのだということをしごく今さらに感じたので、先生の話はとてもみんなに伝えなければいけない話だと思ったのですよ。

○昇 秀樹委員長 パブリックサーバントの

訳ですからね、公のしもべですから。要するに市民が雇用者というか、市民がお金を出して、それでその市民にかわっているいろいろあれをやっているのが政治職の公務員の方。それから、いわゆる政治じゃない行政職の公務員の方ですからね、基本はね。ちょっと放っておくとすぐ忘れそうになりますけどね。

○委員 そうです、ほんとそうです。

○昇 秀樹委員長 そうですよ。でも基本はそういうふうになるからね。

○委員 あと、この最後の4章のところの取り組み、基本項目が幾つか書いてあるのですが、これは本気でやろうと思ったら5年でできるのかと思うぐらいの内容だと思うのですが、ほんとに皆さんがやり始めてもどうなのでしょうか、なかなか大変になるのでは。○昇 秀樹委員長 これは4年で全部やるという話では必ずしもないのだよね。こういう方向、ベクトルに向けてやっていって、今よりはちょっと上げるけど完成計ではないみたいな話なので、大体は。大体はそういうことなのですが。

○委員 そうですね。そうしないと中途半端になるだろうなと思って。

○昇 秀樹委員長 そうですよ。ありがとうございます。

それでは委員さん。

○委員 中身を変えろとかそういうことじゃなくて、私も感想として一番最初のところに第1章のところでも話が出ましたけども、表1で新城市の人口推移と将来予測というのが出ていて、この出どころが国勢調査人口と何とか何とかとなっていると。消滅可能性都市という話もあると。この計画自体がこの国勢調査人口のこれを前提にしているということですね、これを取り入れて出したということは。だから、こういう認識で新城市としてほんとにいいのかどうかですね。「おまえらの認

識は甘いじゃないか」という、そう言われ  
ない可能性がないかなという点ですね。もう  
ちょっと将来の人口について真剣に考  
えているのかという点はあるのかなとい  
う気がします。

○昇 秀樹委員長 これは、市の総合計  
画の人口予測があるよね。それはこんな  
国立社会保障人口問題研究所の推計と  
は違うよね。違うはずだよ。

○企画部長 目標人口は違いますけども、  
推移等はこの数字を。

○昇 秀樹委員長 過去は同じだよ、過  
去はね。だけど、将来推計は違うよね。

○企画部長 違います、大分ちょっと狂  
ってきて。

○昇 秀樹委員長 ずれが。

○企画部長 今、10年間の基本構想は  
議決されていますので、それは変えて  
ないのです。だけど、変えていない部  
分はちょっとずれています、それにプ  
ラスこういうふうになっていますが、  
それが今はちょっと現実とは乖離して  
いるという。

○昇 秀樹委員長 ああ、そうか。だか  
ら、今委員さんがおっしゃったこと  
で私もそうだな、大事だなと思うの  
は、ちょっとこれはまさに市長さん  
と相談してからトップマネジメント  
でね。1つこれは厚生労働省の外郭  
団体である人口問題研究所が出して  
いる中位予測なのです。これはこれ  
で1つの予測でよく使われます。も  
う1つは民間ですけど、話題になっ  
ている増田レポートがあるわけですよ。  
これはもっと減るのですよ、東京一  
極集中、もっと進んでいく。例えば  
ここに点線で増田レポートを入れる  
ともっと減るのです。だから片一方  
で新城市がこうありたいと思う、今  
の基本構想はもうかなり時間がたっ  
ているからそれはその時点で作った  
やつやからちょっと今はずれてきて  
いるけど、まだ新しい計画をつくっ  
てないから今時点ではオーソライ

ズしたものとしては出せないけども、  
現時点において新城市がこの程度の  
人口に持っていきたいと思う人口を、  
それは新しい総合計画、基本構想が  
できたらその時点で置きかわるのだ  
けど、今時点で新城市が考えている、  
新城市がいろんな政策努力をしてこ  
うしたいと思っている人口。だから、  
この人口問題研究所のやつをAだと  
して、これが一番よく出てくるAだ  
として、例えば増田レポートという  
のはそれよりもっと厳しいBなの  
ですよ。それに対して、恐らく新  
城市が今度の総合計画で出すのは  
AよりもBよりももうちょっと人  
口が減らないCとしますけど、A  
よりちょっと上のやつを多分将来  
目標人口として出すはずなのですよ。  
だから、その3つをこの表1に上  
げるか上げないかという議論です。  
だから、これはトップマネジメント  
ですから市長さんに相談してください。

○企画部長 トップマネジメントとい  
うか、今の時点で来年度から後期計  
画が4年間始まりますので、今の  
時点でそれは大変難しいというのが  
現実問題あるということ、実は地  
方創生で来年度人口ビジョンと総  
合戦略を1年間かけてつくりなさい  
というのが出ていますので、多分  
その時点ではやらなければいけ  
ない問題だなというふうには今  
は認識しておりますが、今出せ  
と言ってもちょっと書けないのが  
現実です。

○昇 秀樹委員長 そんなの入れよう  
と思ったら、そんなの二、三日あ  
ったら。

○企画部長 そんなにちょっと根拠  
がないと、簡単な推計はできない  
と思います。

○昇 秀樹委員長 封鎖型でやっ  
たら要するに社会増減はちょっと  
いろいろあるけど、だから封鎖  
型でやったら自然増減のやつは  
それもうほんと二、三日で。正直  
言うと二、三日もかからん。1  
日ですべて、あとは社会増減を  
どうするかというのは、これは  
いろんな

要因があるから、なかなかそれはあれなのだけどね。

○企画部長 そこが難しいので、ちょっと今の時点では済みません、ご勘弁をというのが正直なところですよ。

○昇 秀樹委員長 なるほどね。だからそれがあつたらおもしろいなと思ったけど、そうか。だからどうするかな、でも増田レポートは。

○企画部長 ご指摘は重々私もわかります。

○昇 秀樹委員長 そうなのだよ。要するにこれは国の推計だから、新都市としての主体性というのが出ていないっちゃ出ていないのだよな、この人口推計は。そういうのがそれでいいのかというのは確かに。そうか時点の問題か。1年後か、なるほどね。そういう考え方もあるぐらいにしておきましょうかね。

○企画部長 いえ、一応トップとは相談させていただきます。

○昇 秀樹委員長 市長さんなんか案外好きかもしれないね、そういうこと。

○企画部長 やれと言うとうちは必死になりますので、1回相談させていただきます。

○昇 秀樹委員長 だから、もしそれができたら結構そんなの私は初めて見るから、もしかしたら全国ベースでも初めてじゃないかなと。要するに今のこの人口問題研究所の中位予測が今のやつで、増田レポートがもっと失礼なやつで、それで片一方で新都市としてはこうしたいのだというのがちょっと上のほうに出てくると、3つね。3つ出てくると非常におもしろいあれになるかなと思うのですが、これは私は学者としておもしろいなということなので、政治家、行政マンとしてはいろいろ多方面にいろんなことを考えとかないとそれはそれで大変なことはよくわかるので、一度市長さんに相談してみてもらっていい方向にやっただけければ。

どうでしょうか。

○委員 特に今回非常によくわかりやすいことにはなっているなどこんなふうに、いずれも見やすくいいと思います、市民感覚で。

○昇 秀樹委員長 私もいろいろ何かクレーマーみたいに発言しましたが、トータルではなかなかよくできているなとは思っていますので、よりよいものにといいこといろいろ申し上げただけで、別にできが悪いから何とかせえとかそういうことではなくて、基本的にはよくできているなと思いつつ、それをよりグレードアップするためにこういうことができたのもっといいじゃないですかということでもちょっと小じゅうとみたいなことを言わせていただきました。

それで、ここに出ていますように、まずは職員の方、あるいは市民の方にやっぱりこういう考え方で臨みたいと思います。これまでこういうことでこういう効果を上げてきて、でもこういう問題も残っていました。今後はこういう考え方で臨んでいきたいと思つたということをぜひ職員の方に、それから続いて市民の方にぜひお願いしたいということ。そうでないとやっぱりなかなか本物になっていかないと思つた。

それでは、全体を通して何かもし言い残したことが。

○企画部長 先ほど人口のどこがピークかというご質問があつたのですが、合併前に調査した研究報告書の中では、昭和35年に5万9,891人という3市町村の合計数が出ております。これは国勢調査の数字です。

○昇 秀樹委員長 国勢調査ベースでね。

○企画部長 ちょっとこの前とかはわからないですけど、一応そこが一番多くなっています。

○昇 秀樹委員長 そうということですね。昭和35年、1960年がピークで、1960

年から、じわじわじわっと減ってきて、それで昭和50年代にちょっとだけ戻して、もうその後はまたこうきて、今後はちょっとスピードを加速していくのかな。ありがとうございました。

○企画部長 ちなみに、人口問題については東三河地域全体で話し合いをする機会がありまして、そのときに設楽町ではもう設楽町ができてから記録のある限りピークはありませんと言われていました。

○昇 秀樹委員長 ずっと減りっぱなし。

○企画部長 ずっと減りっぱなしですというようなお話もあったので、どちらかという、本市はそちらのほうに近い部分になるかと思えます。

○昇 秀樹委員長 ほんとは要するに三河で考えると、新城が第1のダムじゃなきゃダメなのですよ。

○企画部長 昔はダムになっていたというか、そういうイメージがあります。

○昇 秀樹委員長 そうか、なるほどね。新城市が第1のダムで、第2のダムが豊川、豊橋で、愛知県で完結するのも変な話だけど、第3のダムが浜松だったり名古屋だったり。そういうことで、要するに幾つかのダムがあって、砂防ダムですよ。幾つかのダムがあって、そこそこでとめることによって一挙に東京に行かないと。そうすると、例えば新城でとめて豊橋でとめると、奥三河でおじいちゃん、おばあちゃんがいても介護に戻れますよね。これは東京に行ってしまうともう介護に戻れないですよ。だから、やっぱりダムが幾つかあって、そのダムでとどまっているということがやっぱりその生活全体を保障するのですよね。東京に行ってしまうともう全然、飛行機使って新幹線使って介護に戻るのかという話になりますから、そういう意味では第1のダム、第2のダムというのはすぐ

く大事なのですよね。そういう意味で新城は第1のダムの役割を、そこをやっぱり自覚してやるということですね。だから、新城は変な言い方ですけど、新城市のためにだけあるのではないということです。奥三河全体のための役割を新城は果たさないと日本のためにならないということです。新城のためにだけ考えておったとすると、それは日本全体のことを考えたときに税金の無駄遣いになる可能性が高いということです。奥三河全体のダムを新城が果たすのだという覚悟を持って市政をやって、今度片一方で新城は豊川、豊橋に対して、新城でとめるものはとめるけど、とめられないものがあるから、そのときに一挙に名古屋、東京に行くのではなくて、豊川、豊橋で受けとめてよ。そういう中で東三河の連携というのを、それを日本全国各地でやったとすると、それぞれのダムにとどまるわけですよ。そうすると、おじいちゃん、おばあちゃんが要介護になっても何とか通える範囲の中でそういうことができるということですよ。ちょっとオーバーに言いますが、今はほとんどそういう意識なしにそれぞればらばらにやっているから一挙に奥三河から東京に行っちゃうわけですよ。これではもう介護の問題ももう崩壊するわけですよ。奥三河の人が新城にとまる、あるいは豊川、豊橋にとまってもらえると、これはやっぱりかなり違うわけですよ、何かあったらすぐ車で、電車で戻れますから。そういう地域づくり、国土づくりをするということがすごく大事だということですよ。なかなか難しいけど。でも、それをやらなかったらほんと日本の社会は大変なことになります。要介護がむちゃくちゃふえるのだからね。ほんとにもう介護が機能しなくなるから、やっぱりそれはかなりの深刻な問題と受けとめてやっていくということがすごく大事なのですからね。

ありがとうございました。それでは、きょうの審議事項は以上で終わりましたので事務局のほうにお返しします。

○事務局 ありがとうございました。

たくさんの貴重なご意見をいただきまして、これでまたパブリックコメントを前に、庁内で検討させていただきまして、そしてきょういただいた意見以外の修正があった際にはまた委員の皆様には何らかの形でお示しさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして、3番目の今後のスケジュールにつきまして事務局のほうから説明させていただきます。

○事務局 今後のスケジュールでございますけども、本日皆様からいただいた意見等を合わせまして、また庁内でもう一度最終的な確認をさせていただきますまして、年の明けた1月にこちらの行政改革推進計画のパブリックコメントを1カ月間予定させていただいております。その後、パブリックコメントで意見をいただきましたら、その意見等を踏まえまして最終的な推進計画を形にしていきたいと思っております。

この委員会の第5回、最後となる委員会を3月に予定させていただきたいと思っております。本日、皆さんにまたこの後スケジュールを確認させていただければと思っておりますが、今のところの予定といたしまして、委員長の高先生と相談させていただきまして、できれば3月13日の金曜日、もしくは3月18日の水曜日というような形で第5回に向けた日程調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○高 秀樹委員長 これは、きょうやらなくてもいいのですか。

○事務局 きょうちょっと委員さんがお一人見えませんが、もし、きょうお見えの委員さ

ん方、この日がというような形で13日金曜日、18日水曜日ですが。

○委員 私はいずれもあいておりますけど。

○事務局 ありがとうございます。

○高 秀樹委員長 じゃあちょっと都合の悪いところがもしありましたら。

○委員 済みません、急に日程が決まることがありますので。

○高 秀樹委員長 まだ何とも言えないか。委員さんは、どうでしょうか。

○委員 私は今のところはあいております。

○事務局 ありがとうございます。もう一人の委員さんにまた確認させていただいて、また大至急皆さんのほうに日程をお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○高 秀樹委員長 じゃあきょうの審議連絡事項は以上ですね。

それでは、次回は年を越してからということですので、よいお年をお迎えください。

○事務局 それでは、長い時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。

今後、最終的な取りまとめということで事務局は大変な思いでありますけども、しっかりとしたものを策定していきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後3時37分